

ことになりました。更に治療費については、99%が3年間で治っているか、症状が固定しているという理由で、3年間補償することになりました。また、若年層についてもある程度支給が拡大されました。

こうしてここまで被害者補償制度は拡大しました

## あすの会に参加して～会員から

岡村先生との出会い

代表幹事代行 林 良平

私の妻は、1995年1月25日、勤務の帰りに横断歩道で信号待ちをしていたところ、いきなり腰を出刃包丁で、その根元まで突き刺されました。医師の身代わりに看護師が刺されたという殺人未遂事件の被害者になりました。犯人は逃亡し、すでに時効が成立しました。

その後、いろいろな経緯があり、なぜ被害者が治療費を自己負担しなければならないのかなど、疑問と怒りが止まらず、車椅子の妻と共にプライバシーをさらけ出し、「犯罪被害者の権利を確立する当事者の会」として活動し社会に現状を訴え始めました。1998年のことです。新聞テレビでの報道のおかげで、全国から連絡がきました。幼い子と、妻の介護。自分の家庭は近いうちに、必ず経済的に行き詰まるだろうというアリ地獄の中にいるような想いでした。

ある日、岡村先生が読売新聞に投稿された論文を目にして、手紙を送りました。1999年の春の頃だったと思います。

その後、NHKの取材を受け、1999年9月29日、朝の「生活ほっとモーニング」という番組内で、『家族が犯罪に遭ったとき』とのタイトルで放送されました。その日の夜、岡村先生から「番組を観ました。涙が止まらなかった。私たちは、立ち上がらねばなりません。妻の3回忌が済んだら必ず電話するから、それまでに被害者の人を集めておいてくださいませんか」と連絡があり、その後、10月31日、先生の事務所でお会いすることになりました。5人の被害者が集まりました。

この番組はもうひとつの働きもしてくれました。

あすの会のシンボルマークは、イラストレーターの山藤章二さんが描いてくださいました。その願いをする手紙の中に、この番組のビデオを同封したのです。山藤さんからのお手紙に「掌の中に“天輪”を入れる

が、ただ、課題は残りの1%の救済です。1%というのは過去の犯罪の被害者も含まれます。

私を含めて被害に遭っていない人たちの責務は、この1%、しかも過去の犯罪で今も苦しんでいる人を救う事にあるのではないかと思います。

ことで被害に遭われた方を象徴したのですが、必ずしも命を落とされた方ばかりではないことに気づき、それを外したものと両案お送りします。どうぞ自由に判断なさってお使いください」と書かれていました。この場を借りて山藤章二先生に深い感謝を捧げたいと思います。

岡村先生との出会いは、私の人生の奇跡です。18年間、岡村先生と共に歩めたことに深く感謝します。



山藤章二氏のデザインによる  
2案のロゴマーク。天輪のないもの(上)が採用された

三姉妹で経験した被害者参加制度

井口 智恵

私の母が強盗に殺害された事件は、被害者参加制度制定の2年後でしたので、利用することができました。参加は姉と私と妹の3人で行いました。

明日の被害者のためにと、皆様が身を削って活動をしてくださったことで私たちは助けられました。心から感謝しています。

実際に被害者参加制度を利用してどう感じたかをお話させていただきます。

被告人質問では、約1時間半も時間をいただき、3

人で手分けをして犯人に直接質問をすることができました。犯人から返ってきた回答はでたらめなものほとんどでしたが、実際に質問をした後、私たちの疑問のループの苦しみは軽減され、気持ちも軽くなりました。

直接質問をぶつけることができたということや、質問内容を通して私たちが疑問に思っているポイントや苦しみを裁判官や裁判員に伝えることができた、ということが苦しみの軽減につながったのだと思います。直接質問をする機会がなければ、苦しみが今も続いていたと思います。

被害者論告では、母の無念さをより理解してもらうために、当時母がどういう日々を過ごしていたのか等、細かな周辺事実も含めた私たちから見た事件の全体像を伝えました。母の人間性がわかるような動画や写真の8分間のスライドショーを上映することも許可されました。また、量刑についても身勝手極まりない理由で母を殺害した犯人に下す刑は極刑しかありえない！という遺族の思いも伝えることができました。

残念ながら下された刑は無期懲役でしたが、意見を言う機会が無いままであれば、どれだけ悔しい思いをしていたのだらうかと思えます。

事件後、あまりに残酷で理不尽な現実を受け入れられず、私たちは人間不信になり、仕事もできず、家に引きこもっていました。裁判が終わった後、殺された母のためにできる限りのことを精一杯やりきった、と思うことができました。そのことで私たちの心は随分回復しました。私たちは被害者参加制度に救われたのです！

## 被害者参加制度を利用して

假谷 実

今から23年前の1995年2月に父が殺害されて、被害者になりました。当時は、事情聴取は何度も何度も受けましたが、裁判が行われる日も知らされず、メディアから知らされた公判で、特別に傍聴席を取るのが精一杯でした。しかも、検察が起訴した罪状は、「殺人」ではなく、死んでしまったという「致死」!!

十数人のオウム信者が寄ってたかって拉致・監禁し、大量の麻酔を投与し、ナルコという拷問を行った結果、死亡したのは、「致死」なのか!? 「殺人」ではないのか!? 「真実を知りたい!!」という想いが沸き上がりました。当時は、自分たちが「裁判の当事者」となるためには、損害賠償請求という民事訴訟を起こすしか

方法はありませんでした。

ところが、今から6年半前。16年半の逃亡の後、事件の共犯者である平田信が出頭して逮捕されました。その後、検事から「被害者参加人として裁判に参加できます」と聞かされました。「被害者参加制度」を自分が利用できることに驚きました。

傍聴人・証拠品でしかなかった昔の裁判と被害者参加制度の導入後の裁判の両方を体験した者として、私を感じた大きな違いを5つ述べます。

- ①裁判の行程を知らされること。
- ②法廷のバーの中、検事の横に座れること。
- ③被告人へ直接質問できること。
- ④検事から被告人への質問内容に要望できること。
- ⑤求刑ができること。

一方、課題として、質問は検事を通じて裁判官の許可が必要であることや、担当の検事によって対応が異なる可能性があると感じたことから、「被害者の権利」としての確立には、もう一歩必要だと思います。

## 凶悪犯罪の時効廃止に希望をつないで

寺田 真治

平成15年2月21日、私の妻は電話番号案内のパートを終えて、帰宅途中にひったくりを目的としたであろう犯人に太ももを刺されて失血死しました。その後、あすの会の会員となり、関西集會に同年6月から参加しました。事件は未解決のままです。

旧制度であれば、事件後15年経ち、理不尽な想いに輪をかけ憤りのうちに時効を迎えていたことでしょう。平成21年10月2日に、あすの会が出した要望書には「犯罪被害者等の苦しみ、怒りに、時効はありません」とありますが本当です。関西に集う仲間皆、事件当時の憤りが全く消えていません。その後、平成22年4月27日に凶悪犯罪の公訴時効が廃止されました。経緯や心情については、あすの会のホームページ、「特集・公訴時効廃止までの道のり」や、要望書・ニューズレターなどで詳しく見ていただけます。「会」の解散後もこのホームページはいつまでも見られるように残すようお願い致します。

関西集會では過去に意見が出ましたが、SNSにて公的に情報提供を求める未解決事件専門チャンネルができると良いと思います。また、今後一番の要望は、時効撤廃が未遂事件も対象となるよう広げられることです。大阪西成区の看護師殺人未遂事件の林代表代は

時効が成立してしまった時に「扉がジーと閉まる音がした」と言われました。あの時の林さんの悔しい顔が忘れられません。未遂事件が時効撤廃の対象にならず、私たちだけで良いのかと思っています。明日の被害者は、殺人未遂事件で人生を奪った犯人を、時効だからと許せるのでしょうか。

偉大な功績を残した「あすの会」は区切りを迎えますが、改めて、お礼を申し上げます。

#### 犯人逮捕を願って～未解決事件の被害者として

落合 修子

私の父は、1997年（平成9年）2月8日に、自宅で強盗に殺されました。帰宅した父は、空き巣に入った犯人と鉢合わせとなり、左胸を包丁で刺されて庭で倒れました。死因は失血死でした。愛着のある自分の家で、父の人生はその日、突然、殺人犯によって終わらされてしまったのです。父は、約30年間の高校教師の職をその3月に定年退職するはずでした。初孫だった私の息子をとてもかわいがり、ほんとうに優しい人で、私は父が大好きでした。

そんな大切な父の命を奪った犯人は、未だ検挙されていません。事件当時、1歳7か月だった息子は今年23歳、お腹の中にいた娘は、今年21歳になります。父の事件と同じ年に生まれた娘の年齢は、そのまま父を殺めた犯人が逃げて回っている年月となります。つまり、21年もの間、私たち遺族は、未解決事件の遺族として暮らしているわけです。

事件から1年が経過し、2年、3年が経過するころには「もしかして、このままこの誰が父を殺したのかわからないままに？まさか、裁判もできない？」と思うようになりました。焦りとともに、諦めの気持ちも感じていたと思います。

父の事件当時は、強盗殺人の公訴時効は15年だったため、2012年がタイムリミットでした。しかし、その後の、あすの会の活動のおかげで、2010年の法改正で公訴時効が廃止されました。この、公訴時効の廃止は私たち家族にとって、ほんとうに大きな出来事でした。最近、科学捜査の進歩で、何年も前の事件の犯人が捕まっています。時効が壁になることがなくなり、犯人の逃げ得は許されなくなったことは、遺族にとってはせめてもの心の支えです。全国の、犯人が見つからない事件の被害者遺族を代表して、あすの会に感謝の気持ちを伝えたいと思います。そして、こ

れからも犯人逮捕を願い、裁判ができたあかつきには、被害者参加をしたいと思います。

#### あすの会の会員となって

岡本 真寿美

私が殺人未遂事件に遭ったのは、平成6年2月16日22才の時でした。火傷を負わされて変わり果てた自分の姿を見た瞬間、受け入れることができず、将来の夢や希望、全てを失っていました。毎日、苦しく辛い治療とリハビリの猛特訓が待っていました。その間、母は毎日、面会に来てくれて、家族までも犠牲にさせた事が悔しくてなりません。

事件発生から7年経った平成12年2月、新聞記事に「犯罪被害者の会を立ち上げ」との情報を見つけて、私の写真と文章を送りました。すると後日、岡村先生から連絡がありました。初めは興味本位で話を聞いても、どうせまた関わりたくないからとか前例がないと裏切られるのだらうと思っていました。しかし、違いました。真正面から向き合ってくれました。後日、改めて事件の経緯を手紙に書いてほしいとの連絡があり、1週間後だったでしょうか、岡村先生から電話があり「こんな酷い事件が起きていたとは」とびっくりされていました。同じ年の4月にあすの会に入会し会員となりました。

私は、岡村先生をはじめ会員の方と接する機会が多くなり、「被害に遭ったのは私だけではなかった」と自ら知る事になりました。

街頭署名活動から自治体への意見書、請願、陳情書の提出、法務大臣との面会、講演活動など体験させて頂きました。犯罪被害者等基本法が制定されたのち、被害者参加制度が確立され、実際に裁判を傍聴した時は目頭が熱くなりました。

私の家族を始め、あすの会に参加させていただき活動させていただいた事は、私が生きていく自信となりました。被害者や大切な家族を亡くされた方は、一人の人間であって物じゃない！人のため、自分のために一緒に活動できたことで成長させていただきました。

#### これからも娘とともに

猪野 京子

事件は1999年10月、娘の名前は猪野詩織と申します。21歳でした。卑劣なストーカーに付きまとわれ、

警察に告訴状も出しましたが、何もしてはくれませんでした。その結果、娘は殺害されました。

テレビをつければ娘と違う人格が流れ、娘の写真が次々と、しかも不真面目に遊んでいるように見えるものばかりが、報道されました。私たち家族は本当に苦しみました。

私は、家族を守らなければならないと思っても、体が動きませんでした。そんな時に犯罪被害者の会を立ち上げることを聞いて、第1回シンポジウムに参加させてもらいました。悲しみの真ただ中にいた私が、この会に飛び込んでいった時の記憶が鮮明に思い出されます。そこには、被害者の方が集まり、「私だけが犯罪被害者じゃないんだ。ここにたくさんいるのだ。私の居場所がある」と救われる思いがしました。

国への意見提出を進める署名を、北海道から九州・沖縄まで足を運び活動してきました。普通の主婦が街頭に立って声を上げることは、非常に苦しいことであって、ドキドキして手も足もがたがたしました。しかし、苦しい経験をした仲間がいるのだと思う事で、自然と大きな声が出て皆さんに署名をお願いできました。快く署名して下さる方もいて、世の中捨てたものではないと勇気づけられました。苦しくても、辛くても続けた地道な活動が、翌年の12月「犯罪被害者等基本法」の成立に繋がりました。私はテレビのニュースを見て感動して涙を流しました。

私は「桶川ストーカー殺人事件」の遺族として、数々の講演活動をしてきました。話すことすらできなくなった娘のため、生きることを許された母親の務めとして真実を語ってきました。これからも、一生続けていくと覚悟しています。

また、娘の殺害事件が契機となってできた「ストーカー規制法」の法律改正に関する国の検討委員会においては、主人のサポートをして報告書提出の一助を果たせました。ストーカー被害は増えていますので、心を痛めており、更に見直してほしいと思います。

会が終わることは複雑な気持ちですが、会がここまで私を支えてくれたので、一生懸命生きなければならぬと思います。それでも、どうしようもなく落ち込んでしまう時があります。そんな時、21歳の娘が言います。「お母さん大丈夫。ファイト。ファイトだよ」という声が聞こえます。「娘は私の心の中に一緒に生きている。肉体はなくても心は私の中で生きている」と思います。

## 損害賠償命令制度について

近藤小枝子

2004年、商社員だった夫が、元上司が雇った5人の若者に拉致されて殺害されました。

刑事裁判が始まり、「犯人たちを死刑にして欲しい」という望みしかなかった私に、届いた判決は、6人とも余りにも軽いものでした。

私は、犯人たちに損害賠償の訴訟を起こしました。お金が欲しかったからではありません。真実を知りたい。そして「こんなに短い刑期で出所して、何事もなかったように暮らされてはたまらない。犯人たちを絶対に許せない」。長期の刑事裁判で身も心も傷ついた私にとって、新たに一から損害賠償の民事裁判を起こすことは、大変な負担でした。民事裁判へ提出する書類を用意するだけでも、刑事裁判が終わってから4か月がかかりました。刑事記録の謄写費用には約5万円と弁護士手数料がかかりました。印紙代、郵送代には約50万円、新たに雇った弁護士の費用等に約300万円を払いました。会社からの見舞金は葬儀代と訴訟費用で無くなりました。

加害者は刑務所で食事や医療等まで与えられるのに、被害者遺族は、家族を亡くして苦しむだけではなく、国から与えられた被害者としてのわずかな権利を施行したくても、お金と強い覚悟がなければそのスタートラインに立つこともできませんでした。

あすの会の運動で作られた損害賠償命令制度では、印紙代2000円で民事訴訟を提起できるようになりました。刑事裁判に引き続き民事の損害賠償の審理が始まるので、手続きは大幅に簡素化しました。刑事裁判から損害賠償請求への事務的な移行がスムーズになっただけでなく、刑事裁判を行った裁判官が、損害賠償の審理も担当することになり、刑事裁判の調書を机の上で読んだだけの裁判官と比べれば、はるかに魂の入った審理が行われることとなったと思います。

私は、あすの会が作ってくださった制度をどれも利用することはできませんでした。しかし、自分が経験したあまりにも理不尽な制度を岡村先生はじめ弁護士の先生方、皆様が改善してくださったことは、本当にありがたく、感謝の気持ちで一杯です。